

今さら聞けない



「年金制度 Q & A」

年金は何歳から
支給されるの？

年金のプランって
どっちに相談すれば
いいのかしら？

国民年金と厚生年金は
どっちが違うの？

年金を
受け取るための
納付年数は？

私はいくら
支給されるのかしら？

年金定期便・
ねんきんネットって
どんなもの？

遺族年金って
どゆもの？

今回の「アイエム暮らしのヒント」は年金についてです。

知っているようで知らない疑問にお答えします。前号とあわせて要保存ですよ。

皆さん、年金について正しく理解されていますか？

いざとなると分からない事が多いのではないのでしょうか。

今回は、Q&A形式で年金の素朴な疑問から、最新情報までわかりやすくお伝えします。

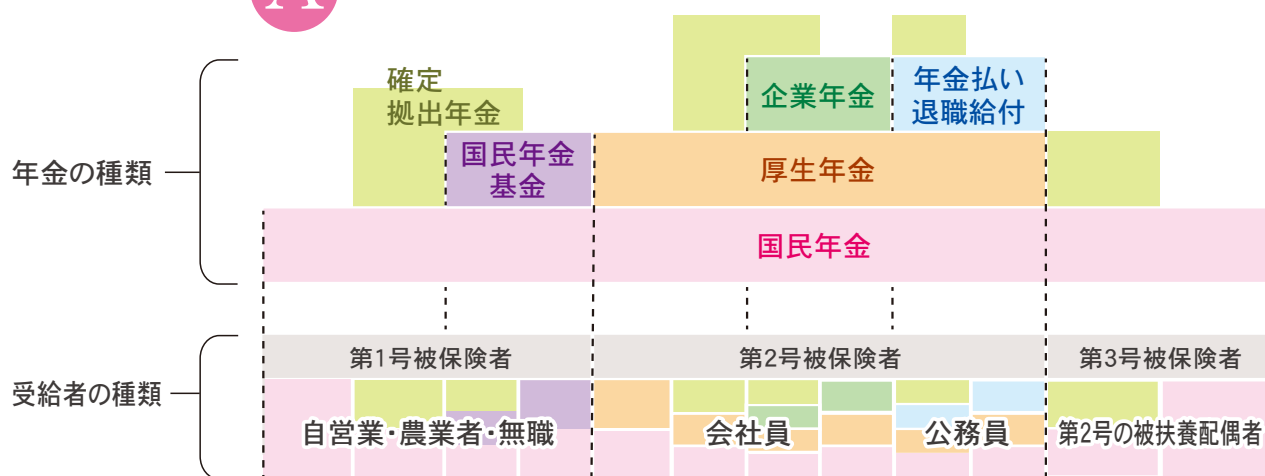
※今回の内容は「老齢基礎年金」および「老齢厚生年金」を中心に紹介しています。

Q 年金の種類はいくつあるの？

A 年金は大きく分けて、国民年金と厚生年金の2種類があります。国民年金は日本国内に住所がある20歳から60歳未満の方が加入し、厚生年金は70歳未満の厚生年金の適用を受ける会社に勤務する方が加入します。公務員や私立学校に勤務する教職員の方は、以前は共済年金の加入でしたが、平成27年10月から厚生年金に統一されています。

Q 年金の仕組みはどうなっているの？

A 簡単に図にすると以下のようになります。



※国民年金基金および確定拠出年金とは、より豊かな老後を過ごす事のできるよう年金に上乗せして受け取るための制度です。
※確定拠出年金はさらに企業型・個人型とわかれます。平成29年1月からは、公務員の方や第3号被保険者の方など加入対象者も増えました。

Q 年金を受け取るための資格期間は？

25年
40年
10年

A 老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や、厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間、合算対象期間（主に任意加入の期間）を合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

しかし平成29年8月1日からは、資格期間10年以上あれば、老齢年金を受け取ることができるようになりました。



Q 年金は何歳から支給されるの？



A 国民年金のみの場合は、「老齢基礎年金」が65歳から支給となります。老齢厚生年金も男性は昭和36年4月2日、女性は昭和41年4月2日以降生まれの方は、65歳からの支給となります。

それ以前のお生まれの方で、厚生年金の加入期間が1年以上ある場合は、65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」が発生しますので、お気をつけください。

Q 65歳からの年額は？



A 20歳から60歳までの40年間(480月)、全期間保険料を納付した方の老齢基礎年金は、年額779,300円(平成29年度額)となります。

$$779,300円 \times \boxed{\text{年金保険料納付月数}} \div 480 = \boxed{\text{見込み年金額}}$$

※60歳未満の方は、納付月数を60歳まで納付したと仮定して算出して下さい。
※見込み年金額は年額なので、12で割ると月額になります。

Q 遺族年金って？ どうすればいいの？



A 遺族年金とは、一家の大黒柱(生計維持をしていた方)が死亡した際、残された一定のご遺族の方に対して支給される公的年金で、遺族基礎年金、遺族厚生年金、寡婦年金とがあります。

お亡くなりになった方の、国民年金・厚生年金の加入状況や残されたご遺族の続柄や年齢等により条件が異なります。年金事務所などで受給資格をご確認下さい。

厚生年金も算出方法がありますが、計算が複雑になります。50歳以上の方は、年金事務所で見込年金額の確認ができます。平成21年4月から加入者の誕生日月に、「ねんきん定期便」が送付されるようになりました。「ねんきん定期便」とは、日本年金機構から年金についての加入内容や記録をはがきか封書で知らせる物です。そちらも参考になさって下さい。

※企業年金については会社によって条件が違いますので、それぞれの会社へお問合せください。

Q 支給開始年齢になったらどうすればいいの？



A 年金は、年金を受ける受給権が発生しても、自動的に支給が始まりません。ご自身で年金を受けるための手続き(年金請求)を行う必要があります。支給開始年齢に到達する3か月前に「年金請求書(事前送付用)」が日本年金機構から送付されますが、請求手続きが出来るのは、誕生日の前日からです。添付書類等をご確認の上、手続きをしてください。

Q 年金っていつまで受給できるの？



A 老齢年金は、終身で支給されます。死亡月まで、発生しますが、年金は後払いなので最後の月はどうしても自分で受けることができません(例:4月分5月分→振込日振込日6月15日)。死亡月は、生計同一関係のあった一定のご遺族の方が「未支給年金」として請求できます。年金受給者の方が死亡した際、「年金受給者死亡届」も年金事務所に提出しないとイケませんので、その際に一緒にご確認ください。

年金についてもっと詳しく知りたい方は、日本年金機構のホームページをご覧くださいか、お近くの年金事務所や年金相談センターで予約相談を行っていますのでお問い合わせ下さい。

先生紹介 筒木 葵 先生

(つつきあおい)

プロフィール

あおい社会保険労務士事務所代表。年金社会保険労務士。年金相談暦13年。老齢年金、障害年金、遺族年金、海外の年金等、年金のことならご安心ください。アイエム安心倶楽部会員の皆様の立場に立って、ご質問にお答えさせていただきます。ぜひご相談ください。



「アイエム暮らしのヒント」バックナンバーをご希望の方は、なるほど安心倶楽部事務局までお問合せください。

vol.2「どこが変わった相続税」 vol.3「ご葬儀マナー基本遍」 vol.4「高齢者施設の選び方」



株式会社アイエム/東京都中央区京橋2-8-1 八重洲中央ビル6F

安心倶楽部事務局 ☎ **0120-601-727** FAX **03-3535-2740**

事前相談をさせていただいても、アイエムで必ず葬儀をする必要はありません。ご安心ください。

なるほど安心倶楽部会員の皆様は
アイエム葬儀プラン代金10%off